

令和4年度むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金交付要綱

令和4年3月30日

むつ市告示第56号

(趣旨)

第1条 市は、持続可能な社会の一助として、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの発生の抑制及び省エネルギーに対する関心を高めることを目的として、住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電システム」という。）を設置する者に対して、太陽光発電システムの設置に要する経費について、予算の範囲内において、むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する太陽光発電システムの設置であるものとする。

- (1) 市の区域内に存する住宅（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する兼用住宅を含む。以下同じ。）又は当該住宅に附属する車庫、物置等に新たに設置するものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 低電圧線と逆潮流有りで連携するものであること。
- (4) 太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格に規定する太陽電池モジュールの最大出力をいう。）の合計値（小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）が2キロワット以上10キロワット未満であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 第10条の実績報告書を提出する時点において、補助事業により太陽光発電システムを設置した住宅に居住していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 第10条の実績報告書を提出する時点において、電力会社と電力受給契約を締結していること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、太陽光発電システム（太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、系統連携用インバータ、保護装置、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計等をいう。）の設置に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、5万円以内の額とする。

(交付申請の受付)

第5条 補助金の交付の申請は、募集期間を定めて先着順に受付するものとし、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を停止する。なお、予算の範囲を超えた日に複数の申請があった場合は抽選を行い、最終申請者を決定するものとする。

(申請書等)

第6条 補助金の交付の申請は、むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 市税の納付状況を公簿等により確認することについての同意書（様式第2号）

(2) 太陽光発電システムの設置工事に係る契約の状況が分かる資料

(3) 太陽光発電システムの設置場所を示す案内図

(4) 補助金の交付の申請前に太陽光発電システムが設置されていないことを確認することができる写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しないことを決定し、むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費

補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（太陽光発電システムの設置）

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による交付決定の通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた後に太陽光発電システムの設置工事に着手し、電力会社と太陽光発電の電力受給を開始しなければならない。

2 前項の規定に基づき電力会社と太陽光発電の電力受給を開始した日をもって、補助事業の完了の日とする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、交付決定通知を受けた日から補助事業の完了の日までの期間において、補助事業の内容を変更し、又はやむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに住宅用太陽光発電システム導入支援事業変更等承認申請書（様式第5号）に変更の内容が分かる資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、変更等を承認するときは、住宅用太陽光発電システム導入支援事業変更等承認書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、原則として、当該変更等承認の申請の日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、提出された申請書等の記載事項に不備がある場合には、この限りでない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い期日までに、住宅用太陽光発電システム導入支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 補助事業により太陽光発電システムを設置した住宅に居住していることを確認することができる資料

(2) 太陽光発電システムの設置状況を確認することができる写真

(3) 補助対象経費を支払ったことが分かる資料

(4) 電力会社と電力受給契約を締結したことを確認することができる資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が前条に規定する期日までに同条の実績報告書を提出しない場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条の規定による通知は、むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第13条 補助金は、規則第13条の規定によりその額を確定した後に交付する。

(補助金の請求)

第14条 補助金の請求は、むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出して行うものとする。

(手続代行者)

第15条 補助事業者は、太陽光発電システムを販売する者に対し、補助事業の申請に係る手続の代行を依頼することができる。

2 前項に規定する手続を代行する者は、誠意をもって補助事業者から依頼された手続を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。